第三号書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「別葉とし、最終葉に」を「区分し、」に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を「補助金等適正化法」に改める。

第三号の二書式から第三号の四書式までの規定中「記載」を「記入」に改める。

第三号の五書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「ごとに合計を付し、最終葉に」を「ごとの合計並びに」に改める。

第三号の六書式中「記載」を「記入」に改める。

第四号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「別葉と」を「この書式に準じて別に作成」に、「付記」を「記入」に改める。

第五号書式中「付記」を「記入」に、「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「別葉と」を「この書式に準じて別に作成」に改める。

第五号の二書式中「付記」を「記入」に改める。

第六号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「付記」を「記入」に改め、「の表紙」を削り、「記載」を「記入」に改める。

第六号の二書式中「、第五十八条の三、第五十八条の四」を削り、「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　録媒体　何枚」に、「第58条の２及び第58条の３」を「第58条の２第１項第１号及び第２号」に、「記載」を「記入」に、「付記」を「記入」に、「第58条の４」を「第58条の２第１項第３号」に改める。

第七号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に改め、同書式参考２から参考５までの規定中「記載」を「記入」に改め、同書式参考６を削り、同書式参考７中「の表紙」を削り、「記載」を「記入」に改め、同書式参考７を参考６とする。

第八号書式及び第九号書式中「証拠書類　何冊何枚」を「証拠書類　書面　何冊何枚　記録媒体　何枚」に、「記載」を「記入」に、「付記」を「記入」に改める。

第十号書式中「「備考」欄」を「備考欄」に、「付記」を「記入」に改める。

附　則

1　この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）は、廃止する。

3　この規則による改正後の第一号書式、第一号の二書式、第二号の二書式から第三号書式まで、第三号の五書式、第四号書式、第五号書式及び第六号書式から第九号書式までについては、当分の間、なお従前の例によることができる。

4　この規則による改正後の計算証明規則第一条の四第二項の基準及び第八十七条第一項の基準の制定は、施行日前においても行うことができる。

5　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「次条第一項但書」を「次条第一項ただし書」に、「、第五十八条の四第四項」を「（同条第三項において準用する場合を含む。）」に改める。

告　示

○消費者庁告示第四号

家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条の規定に基づき、繊維製品品質表示規程の全部を改正するこの告示を制定する。

平成二十九年三月三十日

消費者庁長官　岡村　和美

繊維製品品質表示規程

（表示事項）

第一条　繊維製品の品質に関し表示すべき事項は、別表第一の上欄に掲げる繊維製品について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

（定義）

第二条　この規程において「組成繊維」とは、別表第二に掲げるものをいう。

2　この規程において「混用率」とは、組成繊維中における繊維の種類が一又は二以上の繊維製品について、その一の種類の組成繊維の質量の全ての組成繊維の質量に対する割合をいう。この場合において、組成繊維の質量は、その水分率を別表第三に掲げるものとした場合における質量によるものとする。

3　この規程において「取扱表示」とは、日本工業規格Ｌ〇〇〇一（繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法）の三に規定する記号をいう。

4　この規程において「はっ水性」とは、繊維製品の表生地について、次の各号に掲げる試験を行った場合に、日本工業規格Ｌ一〇九二（繊維製品の防水性試験方法）の七・二に規定するはっ水度が、全ての試験片について二級以上である性質をいう。

一　同規格の六・二・一ｃ）に規定するＣ法（家庭用電気洗濯機を用いる方法）による処理（以下「水洗い処理」という。）を三回繰り返した後、同規格の七・二に規定する方法により行う試験

二　同規格の六・二・二ａ）に規定するＡ法（パークロロエチレン法）によるドライクリーニング処理（以下「パークロロエチレン法ドライクリーニング処理」という。）を三回繰り返した後、同規格の七・二に規定する方法により行う試験

三　同規格の六・二・二ｂ）に規定するＢ法（石油系法）によるドライクリーニング処理（以下「石油系法ドライクリーニング処理」という。）を三回繰り返した後、同規格の七・二に規定する方法により行う試験